

さがえ さくらんぼプレミアム商品券発行事業要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、停滞する地域経済の活性化と消費活動を喚起するため、寒河江市に所在し、地域振興に貢献する該当事業所の経営支援と市民生活の支援に資する。

2. 実施主体（発行者）

寒河江市緊急経済対策事業実行委員会

実行委員長：寒河江市商工会長

構成団体：寒河江市商工会、寒河江市中心商店街連合会、寒河江市料理飲食業組合、寒河江温泉協同組合、寒河江市物産連絡協議会、寒河江菓子組合、寒河江市

3. 名称・発行額

商品券の名称 「さがえ さくらんぼプレミアム商品券」

商品券の発行額 4億2,000万円

商品券の冊数 70,000冊

4. 発行内容

プレミアム率50%（額面6,000円の商品券:500円×12枚分を、4,000円で販売する）

2種類A券6枚、B券6枚を綴り込み店舗規模に応じて使用制限を設ける。A券は大規模店・一般店どちらでも使用可能で、B券は一般店のみ使用可能で大規模店は使用不可。

5. 販売期間

令和2年12月1日（火）から令和2年12月25日（金）まで（一次締切り）

残数販売 令和3年1月上旬から1月25日（月）（追加販売）

6. 使用期間

商品券の使用期間は令和2年12月1日（火）から令和3年3月20日（土）までとし、使用期間を過ぎた商品券は無効。

7. 販売対象者

寒河江市民であり11月1日現在、住民基本台帳に登録している世帯主に、購入引換券を郵送し、混雑を避けるため、引換券持参者に販売する。

8. 販売方法と購入限度額

各世帯主あてに郵送する購入引換券を販売窓口で提示し、商品券を購入できるようにすることで、購入機会の公平性を確保する。

販売窓口は市内の普通郵便局7か所、フローラ1階事務室で現金販売し混雑を緩和する。

1世帯当たり5セット2万円分まで購入でき、分割購入も可能。上限以上の購入を希望する世帯には、別途通知する追加購入申込書を提出し、残数分を世帯ごとに抽選にて配分する。その結果は、購入引換券の発送をもってお知らせする。

9. 商品券の取扱加盟店

市内で事業を営み、趣旨に賛同する実行委員会構成団体及び会員以外の事業者で要項を承諾のうち、「取扱加盟店申込書」を提出した事業者とする。令和2年11月18日（水）まで取扱加盟店申込書を商工会まで提出し、申し込みいただいた分は、12月5日発行のチラシに掲載する。随時受付も可能とし、商工会ホームページも随時更新する。

10. 換金方法取り扱い

取扱加盟店は、実行委員会事務局（商工会）へ商品券を添付して、換金を行います。

- ① 換金する場合は、換金受付票に必要事項を記入し、裏に取扱店のスタンプ等を押した使用済商品券を添えて指定する日に商工会に提出します。
- ② 換金期間は実行委員会が指定する日とし、締め日を月末と15日とし、締め日から約1週間以内加盟店の口座に入金します。
- ③ 入金手数料は実行委員会が負担します。
- ④ 商工会員の換金手数料は無料とします。商工会員以外の事業者は換金総額の3%分の「換金手数料」を徴収する。また、商工会員以外で売り場面積1,000㎡以上の大型店は5%を徴収する。

11. その他の留意事項

- ① 取扱加盟店は、加盟店ポスターを店頭に掲示しお客様に周知する。
- ② 商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、プリペイドカードなど換金性の高いものは対象外とする。
- ③ 不動産、株式、宝くじ、印紙、たばこ、仕入れ等の事業資金は対象外とする。
- ④ 公共料金等の支払など公共性の高いものには使用不可。
- ⑤ 現金との換金、電子マネーチャージには使用不可。
- ⑥ 取扱加盟店における、除外商品については各自で店頭等に表示して下さい。
- ⑦ 商品券の金額と同額の物品、サービスを提供して下さい。ただし、商品券表示金額以下の場合、つり銭は出さないものとする。現金との引き換えは行いません。
- ⑧ 期限切れの商品券は換金できませんのでご注意下さい。
- ⑨ 本事業についての疑義がある場合は、寒河江市と協議して処理する。